

建築士事務所登録の申請書類一覧表

| 申請内容 | | 必 要 書 類 |
|--------------------------------------|--|---|
| 新規登録 <正、副2部提出> [法第23条の2] | | ①建築士事務所登録申請書(第五号書式) ②県収入証紙(一級:16,500円分)(二級・木造:11,000円分) ③登録申請者の略歴書(第六号書式・添付書類(ロ)) ④管理建築士の略歴書(〃・添付書類(ロ)) ⑤誓約書(〃・添付書類(ハ)) ⑥定款の写し及び法人登記簿謄本(法人の場合) ⑦管理建築士及び所属建築士の建築士免許証の写し(原本提示) ⑧管理建築士講習の修了証の写し ⑨登録申請者の(法人の場合は役員全員の) 住民票(本籍の記載のあるもの) <令和元年12月1日より変更> |
| 更新の登録 <正、副2部提出> [法第23条の2] | | ①建築士事務所登録申請書(第五号書式) ②県収入証紙(一級:16,500円分)(二級・木造:11,000円分) ③業務概要書(第六号書式・添付書類(イ)) ④登録申請者の略歴書(〃・添付書類(ロ)) ⑤管理建築士の略歴書(〃・添付書類(ロ)) ⑥誓約書(〃・添付書類(ハ)) ⑦定款の写し及び法人登記簿謄本(法人の場合) ⑧管理建築士及び所属建築士の建築士免許証の写し ⑨管理建築士講習の修了証の写し ⑩登録申請者の(法人の場合は役員全員の) 住民票(本籍の記載のあるもの) <令和元年12月1日より変更> |
| 登録事項の変更の届出 <正、副2部提出> [法第23条の5] | 名称の変更 | ①変更届出書(第7号様式) ②法人登記簿謄本(法人の場合で商号の変更をする場合) |
| | 所在地の変更 (開設者の住所 または所在地 の変更も含む) | ①変更届出書(第7号様式) ②法人登記簿謄本(法人の場合で本店所在地の変更をする場合) |
| | 開設者の変更 (法人の役員の変 更も含む) | ①変更届出書(第7号様式) ②登録申請者の略歴書(第六号書式・添付書類(ロ)) (代表者以外の役員変更の場合は不要) ③誓約書(第六号様式・添付書類(ハ)) (変更内容が役員の退任のみの場合は不要) ④法人登記簿謄本(法人の場合) ⑤戸籍謄本又は抄本(個人の氏の変更の場合) ⑥法人役員が新たに就任する場合、当該役員の 住民票(本籍の記載のあるもの) <令和元年12月1日より変更> |
| | 管理建築士、所 属建築士の変更 | ①変更届出書(第7号様式) ②管理建築士の略歴書(第六号書式・添付書類(ロ)) ③誓約書(第六号様式・添付書類(ハ)) ④管理建築士及び所属建築士の免許証の写し(原本提示) ⑤管理建築士講習の修了証の写し ※所属建築士の変更の場合は、①及び④のみ |
| 廃業等の届出 [法第23条の7] | | ①廃業等届出書(第8号様式) ②建築士事務所登録通知書 ③開設者の死亡の場合は、その旨記載された戸籍謄本又は抄本 ④開設者の破産手続開始決定の場合は、裁判所が発行する破産管財人証明 ⑤法人が合併により解散したとき、破産手続開始決定または合併以外の事由により解散したときは、その旨記載された法人登記簿謄本 |

- ※ 1
成年被後見人等の権利を制限に係る措置の適正化等を図るため、所要の制度改正が行われ、令和元年12月1日より「**成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書**」(法務局が証明するもの)に替わり「**住民票(本籍の記載のあるもの)**」を提出することになりました。
- ※ 2
更新の登録申請は有効期限満了の30日前までに登録申請書を提出すること。〔規則第18条〕
- ※ 3
登録事項の変更の届出は、変更があったときから2週間以内にその旨を届け出ること。〔法第23条の5〕
- ※ 4
廃業等の届出は、該当することとなったときから、30日以内に提出すること。〔法第23条の7〕
- ※ 5
個人⇄個人(開設者変更) }
個人⇄法人(開設者変更) } この場合は、変更ではありません。
二級⇄一級(級別変更) } 廃業等の届出と新規登録申請を行う必要があります。
- ※ 6
○法人の場合で、役員、商号、本店所在地の変更をする場合、
○有限会社から株式会社へ変更する場合、
商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等)で変更事項にかかる記載(年月日など)がされている必要があります。
- ※ 7
官公庁の証明書類は発行日から3ヶ月以内のものであること。
- ※ 8
管理建築士は、建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習<管理建築士講習>を修了した建築士ではければなりません。